

## 第9回 国立市介護保険運営協議会

平成29年2月17日（金）

### 【林会長】

こんばんは。それでは、第9回国立市介護保険運営協議会を始めたいと思います。

ネームプレートをこちらのほうに向けていただくと。ありがとうございます。

まず最初の議題ですが、議事録の承認についてであります。第8回の運協の議事録につきまして、皆様、目を通していただいたと思いますが、何かお気づきの点はございましたでしょうか。特にございませんか。事務局にも連絡等は……。

### 【事務局】

ございません。

### 【林会長】

わかりました。それでは、第8回の議事録はこのまま承認してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

次に、2番目の議題が、人口推計に基づいたサービスについてであります。前回、こちらの運営協議会に諮問のありました第7期の事業計画の策定に当たっては、多岐にわたる議論が求められています。これらの議論の前提となる国立市の人口推計等について、事務局から説明していただきます。

では、事務局、お願いします。

### 【事務局】

それでは、国立市の人口推計について、お手元に本日、配布させていただきました資料No.27に沿ってご説明させていただきたいと思っております。今回、用意させていただいた、こちらの資料なんですけど、人口推計の中でも、人口が減っていくのを政策的に抑えるといった、政策の影響を加味したものではなく、現状の人口からの、いわゆる、我々は成り行き値と言っているんですけども、自然体で置いた場合に、人口がどのように推移していくだろうかという形での推計値を今回、机上に配布させていただいております。

平成27年時点で、7万4,558名ということで、国立市全体での人口を捉えておりまして、そこから、自然的に出生率であるとか、あるいは、死亡率であるといったような各年齢層の増減率を採用しまして、今回、数値を出しているところでございますが、平成27年からスタートしている推計の中で、平成57年までの30年間という形で、やや長期でございますけれども、示させていただいております。

この中で、平成37年、平成47年、平成57年と、ずばりの数字を入れさせていただいておるんですけど、今現在の局面で、人口の推計につきましては、減少傾向であるといった推計になっております。これは少子超高齢化という社会の情勢を受けていく中で、出生率があまり高くなっていないとか、全体の高齢化が進んでいるところもあって、推計として、長期間で捉えた場合に、人口が減少していく推計が出ているところであります。

1枚めくっていただきまして、次に、後期高齢化率という数字を出させていただいております。これは、先ほどの推計をとった各年齢層の人口に対して、今現在、後期高齢者と言われている75歳以上の方が占める割合を出させていただいております。平成27年時点で10.5%という値でございますが、これが10年後、20年後、30年後といくにしたがって、13.5%、そして15.3%、そして19.6%というような

推計が出ておりました、75歳以上の方が次第に比率としても増えていくというところがございます。

先ほど申し遅れましたけど、平成37年につきましては、団塊の世代の方、いわゆる昭和21年以降に生まれた、最も人口的に分厚い、人数の多い年代の方が平成37年、西暦でいうと2025年なんですけど、その時点で、全ての団塊の世代の方が75歳以上になるところで、地域包括ケアシステムの構築であるとか、介護の事業についてであるとか、我々としましては、2025年、平成37年というのを強く意識して、将来にわたっての施策の検討を進めているところがございます。そういう意味でも、平成37年の数値はいつも意識に入れていたところがございます。平成37年につきましては、13.5%の方が75歳以上になるという推計が出ております。

1枚めくっていただきまして、65歳で線引きをした場合の高齢化率が出てございます。これは、従来から65歳という線で高齢者と定義をして捉えてきた数字でございます。今現在は、65歳という線引き自体を見直そうという動きが出てはございますが、従来からの数値の連続性ということで、今回ここに入れさせていただいております。平成27年では、21.6%の方が65歳以上というところがございます。それが、先ほど申し上げました2025年という段では、24.4%の方、およそ4人に1人の方は65歳以上になってくるという捉え方をしております。

そして、1枚めくっていただきまして、前期後期別高齢者人口という推計を出させていただいております。こちらにつきましては、第6期事業計画でも同じような推計値を出させていただいているところなんですけど、今までは、高齢者人口の推計というのは、支援が必要な高齢者の方がどれぐらいいらっしゃるかの推計という観点で見てきたところが、我々、事務局等では、一般的になされていた統計として捉えていたところがございますけれども、そういった観点のほかに、前期後期別高齢者人口という推計を、今、国立市で取り組んでいる地域包括ケアという考え方で捉えるときに、地域包括ケアの中で、地域住民の方の間の互助の関係であるとかというところを考えたときに、比較的元気な高齢の方が支援を必要とする方を支えていくといった概念も取り入れられておりますので、こういった、同じ高齢者という形で捉える中でも、74歳までの方と75歳以上の方を分けて捉えたときに、65歳から74歳の方の多くは、介護保険の認定がっていない方がいらっしゃるということです。こちらが支える側に回れる人数と。

そして、後期の高齢者の方の中でも、もちろん元気な方もいらっしゃるんですけど、やはり認定を受ける方の多くは75歳以上の方ということです。こちらの下段に濃い色で示させていただいている、後期高齢者の方の人数が一定程度の支援を必要とする方の母集団になると考えられます。

こちらの資料では出していないのですが、実は、前期高齢者の方、74歳までの方で認定がつく方、介護保険を必要とする方というのが、おおよそ5%弱いらっしゃいます。そして、後期高齢者の方でいいますと、33%程度、認定がつく方がいらっしゃるということです。長期間の統計ではございませんから、多少のぶれはあるんですけど、おおむね下段の75歳以上の方の3分の1程度が支援を必要とする方になる可能性があるかと。

そして、74歳までの方の95%は認定のついていない方ということになりますので、それぞれの数値で見ていった場合に、下段の75歳以上の人口が、およそ1万人程度というのが平成37年から47年にかけての水準なんですけど、こちらの3分の1程度の方が支援を必要とする。そして、上段の65歳以上の方の95%程度、この人口のほとんどの方が認定のついていない元気な方だとすると、上段の人口の方が支援する側に回る

ことも可能なのではないかと考えられます。

ただし、これはあくまで75歳という線引きでございまして、実際に、中身をさらに精査していった場合に、それが80歳以上であるとか、85歳以上であるとか、5歳刻みで捉えるとかしたときに、より内部の、同じ75歳以上でも80歳以上が多いのか、少ないのかといった推計の仕方によっても、支援を必要とする方が変わるのかということもありますので、この段階では、粗々75歳で線引きをさせていただいたんですが、さらに推計を進める際には、より詳細な推計を進めることが必要かと思われまますので、申し添えさせていただきます。

今、申しました、前期高齢者、後期高齢者を、後期高齢者の一部が支えられる側、それ以外が支える側に回ることが可能なのではないかとというときに、現状の地域住民同士の支え合いの中で、執り行われていく、互助のスキームの中で制度化されているものとしては、いわゆる介護予防・日常生活支援総合事業という枠組みがございまして。

これにつきましては、資料No.28に、日常生活支援総合事業の、実際に支援が必要な方の高齢者の方のところに訪問型のサービスが訪問を行って支援していく。あるいは、通所型サービス、デイサービスということになるんですが、デイサービス利用がこれだけあるといった、平成28年12月の1カ月でのサービスの実施状況を示させていただいております。

上段の訪問型サービスといいますのは、要支援の認定がついている方と、それから、お体の状態についてのアンケート、25項目のチェックリストというんですが、そのチェックリストで訪問型サービスが利用されるべきであるとされた人について、現段階では、プロの介護保険事業所からヘルパーが訪問しているというスキームになっているんですが、そういった方たちの利用状況が示されております。

実際に要支援の認定がついている方は、およそ900人いらっしゃるんですが、そのうち178人の方が昨年、平成28年度の12月にヘルパーの利用をしたと。ですので、要支援の認定を受けている方のおよそ20%の方がヘルパー利用をしたわけなんですけど、ヘルパーがおうちを訪問した回数が、延べ回数として、これは試算でございませけれども、930回程度訪問していると、実際の給付の実績から出ております。

1回当たりの訪問は目安として、45分程度ということを示しておりますので、45分、0.75時間、4分の3時間訪問していたとすると、932回の訪問でおよそ700時間程度の訪問による生活支援、言葉を変えると家事についての援助というところなんですけど、そういった援助が行われているところでございます。

また、新総合事業につきましては、要支援の方のデイサービス利用というのもございます。こちらにつきましては、およそ900人いらっしゃる要支援の認定を受けた方の中の224人の方、ですから25%程度というところなんですけど、デイサービスを利用されていらっしゃるって、これについては、224人の方が延べ回数で1,364回と出ていますが、およそ1,400回弱、デイサービスに通われていると。こちらにつきましては、サービスの総量としての、実際にそこを何時間利用したかというのは、各事業所によって提供時間がまちまちですので、試算を出すことはできないんですけども、それぐらいの利用があったところでございます。

これを、平成27年、平成28年ごろの人口から考えていきますと、平成37年には、認定を受ける方が多い、75歳以降の方が1割、2割程度以上増えるというところですので、こういったサービスのデマンドも相当増えてくるのではないかと見込まれます。そのときに、現状では、プロの介護保険事業所の方にご尽力いただいているわけなんですけれども、ここの部分を住民のある程度の互助というのが、どこまでカバーできるのかと

いったことも今後、制度設計上、皆様のご意見を頂戴していきながら、試算していきたいと考えているところでございます。

雑駁ではございますけれども、人口推計の資料の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

**【林会長】**

ありがとうございました。

今の報告について、何かご質問等はございませんでしょうか。いかがでしょう。

特にないようでしたら、次に進みますが、よろしいでしょうか。

それでは、次が3番目、今後のスケジュールについてであります。計画策定のスケジュールについて、今回は2つの計画の策定となりますので、事務局から説明させていただきます。

事務局、お願いします。

**【事務局】**

それでは、すいません、タイトルは介護保険事業計画になっているんですが、実際には、福祉保健計画のほうも含めてのスケジュールということになっております。資料No. 29をごらんください。

一応、便宜上、審議事項として、従来の介護保険事業計画に載っていた項目と、それから、福祉保健計画に載っていた項目を、それぞれ左右に分けて掲載させていただいております。これはあくまで案でございますので、実際に審議していくに当たって、例えば、審議の結果、この項目については、こちらの項目とあわせて考えていこうといったようなことも出てくる可能性もございます。

例えば、今、第11回として、4月に予定している「高齢者の住まいについて」というサービスつき高齢者向け住宅についての検討は、以前の介護保険運協でも一度取り上げたことがあるわけですが、こちらについては、福祉保健計画のほうでも、高齢者の住まいについて、「サ高住」と書いてあるとおり、同じようにサービスつき高齢者向け住宅についての内容の検討があったところでございますし、それから、住まいということであれば、加齢による住まいのバリアフリー化の推進といった右側の福祉保健計画の項目に載っているものも、さまざま、あわせて考えることができないのかといったことも考えられておりますので、今後、審議を進めていくに当たって、以前に配布させていただいた緑色の冊子に載っている項目であるとか、あるいは、オレンジ色の介護保険事業計画としてお配りさせていただいた冊子に載っている項目で、当然わからないことでも結構なんですけれども、一緒になっているところもございますので……。

福祉保健計画と書いてあったんですけども、実際には、正式名称としては、国立市高齢者保健福祉計画という名称でございますので、そちらのほうは訂正していただきたいと思っております。その下の、色つきのところに、「第7期介護保険事業計画および第5次高齢者保健福祉計画策定諮問」とありますが、そちらのほうの高齢者保健福祉計画が正しい名称ですので、項目のほうも訂正方、よろしく願いいたします。

そういったスケジュールの中で、今後、事業計画策定関係で、今日が第9回として、第21回までを予定しております。今日、報告させていただいた人口推計から始まりまして、心と体の健康維持であったり、生きがいを持って活動していくための情報整理等を3月に、また、4月には、先ほど申し上げました住まい関連についての項目、そして、5月には介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、こちらは今現在、国立市が国の方針、それから、国の様式を使って、実際に国立市内にお住まいの高齢者の方にアンケート調査をさせていただいておるんですが、そういったアンケート調査の分析であるとか、評価

指標等についての報告と審議。

それから、6月には認知症支援策、あるいは、在宅療養の基盤整備についての審議であるとか、そして、第14回につきましては、7月を予定しているんですが、これは毎年やっているところなんですけど、介護保険事業と地域包括支援センターの運営状況についての報告というところで、決算を受けての実際に1年間の活動がどうであったかということについての報告をさせていただきたいと考えております。あわせて、地域包括支援センターの機能強化という項目も保健福祉計画の中に取り上げられているんですが、そういったものも決算状況にあわせて、運営状況の報告とあわせて、機能強化等についてもご審議いただきたいと思います。

また、8月には、これは施設関係ということになるんですが、介護サービスの基盤整備についてというところで、特別養護老人ホームであるとか、有料老人ホームといった施設系サービスの整備についてご審議をいただく形を考えております。

9月以降は、介護保険事業計画においては、サービス総体の必要量の推計であるといった部分、今日、お示しさせていただいたのは人口についての推計でございますけれども、実際にそれが介護保険事業を考えていくときには人口の推計から今度は認定者がどれくらい出るかの推計、そして、認定を受けた方がどのようなサービスを使うかというサービス量の推計に入っていきますので、個別のサービスの使いぶりによる今後の推計を審議していただくようになります。

それが9月以降の審議事項の中で、同じタイトルでサービス必要量推計等についてとあるんですが、これはヘルパーのサービスであったり、介護保険における医療系のサービスであるといった、個別のサービス量についての審議が幾つか、何回かに分けて入ってくるところでございます。

そして、第19回のところで予定している、低所得者対策についてというところは、保険料を具体的に設定するに当たって、低所得者の方への配慮という形で、国立市の場合は、国が定めている標準的な保険料の設定と、もう少し弾力化といたしまして、保険料の水準を多段階に分けて、より低所得者の方は負担が小さく、あるいは、より高所得の方にご負担をいただくといった階段状の保険料設定をしているんですが、そういった設定の内容であるとか、あるいは、低所得者の方で、保険料の納付について困難を抱えている方の場合に、生活保護受給者の方であれば、生活保護費の中から保険料は負担してもらえることになるんですが、生活保護に至らない方で、保険料の納付について困難を抱える方に対して、保険料の減額を行うといった制度もございまして、そういった内容について、ご審議をいただくというところでございます。

12月の段階に入りまして、保険料の推計というところに入ってまいりまして、具体的に、最後の最後、介護保険の保険料の余剰金を積み立てた準備基金というのがございますけれども、そういった準備基金の取り崩しについて、どのように取り組むのかといったところも含めまして、保険料の水準を平成30年度からの3年間について、推計をとった中で、保険料の設定をしていくという部分。それから、介護保険事業計画第7期につきまして、今回は保健福祉計画も含めた形で、新たにつくっていく計画の中で、介護保険運営協議会として、市民の方に広く意見を問う、市民の意見を聞く会というのを、毎回の事業計画策定時に執り行っておりますので、こちらも12月の時点で入れていければと考えております。

そして、平成30年1月には答申案をまとめることができると考えています。事務局としては、答申案を受けた後に、事業計画を反映した保険料設定を条例化ということで、議会に上程、提案していくステップを踏みまして、平成30年度の第7期の介護保

険事業計画のスタートにつなげていくところでございます。

また、保健福祉計画につきましては、介護保険事業計画と一体のものとして策定していく形をとっていきますので、こちら平成30年度スタートで3年間の事業計画、介護保険の事業計画期間が法定3年でございますので、そちらに合わせる形で、入れていくという予定をしております。

以上、雑駁ではございますけれども、今後のスケジュール案というところでございます。

【林会長】

ありがとうございました。

これについても、質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

木藤委員。

【木藤委員】

高齢者保健福祉計画のほうなんですけど、審議事項は7月で報告は終わっているんですけども、まず、その点はどうするのかということと、7月の中に財政改革審議会の設置検討というのがあるんですけど、財政改革審議会は一般的にいうと、全庁的なものなのかなということなので、今後、高齢者福祉計画ですから、私どもの介護運協の中に設置するのかどうかというのがわからないので、その2点をお願いします。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。

保健福祉計画の右側に書かせていただいた項目、事項につきましては、以前配布させていただいた緑色の第4次の保健福祉計画の内容を受けてということになっておりまして、実際には、そちらの計画が策定されていたのが平成23年当時につくられていたということがございまして、当時の出ている内容が、今現在の国立市の情勢と完全にマッチしているわけではないというところございまして、当時、財政改革審議会を設置しようという動きの中で、それを受けて、福祉計画についても、財革審といわれている審議会の対象になってくるであろうということで、そちらの設置を計画上に盛り込んだという経緯がございます。一度、計画に盛り込まれておりますので、実は昨年まで行われていた、この計画のそれぞれの実施上の評価を行うという福祉施策推進協議会といった会議体があったんですけど、財政改革審議会というのは全庁的に設置されたものを指しておりますので、実際にはもう既に審議会は設置されて答申も出ていたというところではございますけれども、こちらの保健福祉計画の中に設置の検討とあったというところで、そのままの項目名で中間評価を行って、実際には審議会は設置されて、福祉計画についても計画を見てもらったといったようなところでの中間評価がされております。その中間評価を受けての次期計画の策定ということになりますので、こちらの審議事項として、こういう名称で上がってはいるのですが、実際にこれを審議する際には、設置の検討を審議するというよりは、設置されて、実際にこちらの財革審が活動して最終答申が出ている状態での、保健福祉計画上、どういうふうに中間評価を受けて、今後入れていくのか、もう既に目的は果たしたということで、この項目については削るのかといったような判断をして、削るものは削る、あるいは逆にこういう新しい、例えば、今で言えば、それぞれの個別の事業を見る事務事業評価委員会というものが既に発足しておりますので、そういった形での事業の合理性を確認していくといったような、そういうスキームに対して、どういうふうに計画を対応させるのかといったような議論をしていただくように

なるのかなと考える点がまず一つ。

それから、7月時点で保健福祉計画の審議事項が全部前倒しで入っているという件につきましては、従来で考えますと介護保険の制度改正をにらみつつの、新しい体系の中でのサービス必要量の推計であるとか、あるいは保険料の設定であるとかというようなことを考えていきますと、どうも国のほうで示していただく介護保険の制度の改正案というのが、どうしてもぎりぎりになって、計画策定のときの後段の時期に示されることが多いというところがございます。保険料推計に最終的に入っていけるのが、どうしても9月、10月、11月、第6期のときには1月まで制度が示されなかったという経緯もございますので、なるだけ理念計画に近い、保健福祉計画、数字で出して云々というところが少ないものについては前倒しでやっていきたいというところでの、前半に多く審議事項を詰めたというところがございます。

以上でございます。

【林会長】

木藤委員、よろしいですか。

今、ご説明があったわけなんです、そのとおりだとは思いますが、大事なところですのでちょっと確認したいと思いますが、今回のスケジュール案の右半分は、第4次の計画のコピーということでよろしいんですね。

事務局。

【事務局】

そのとおりでございます。

【林会長】

私たちが諮問を受けて、この運協でやっていくのは第5次ということです。この第5次の高齢者保健福祉計画は、第7期の介護保険事業計画と一体のものとしてつくっていくということです、そのように考えた場合、この第4次の中に載っているこれらの施策は、もう削ってもいいというものもあれば、第4次のときには載っていなかったけど、第5次ではぜひこの施策を載せなければいけないという、両方あると考えていいわけですね。

【事務局】

そのとおりでございます。

【林会長】

ということですので、確かに、こう眺めてみると、何でこの運協で財政改革審議会の設置、検討をやらなければいけないのかというんですか、これは昔というか、先ほど説明のあったように前の話なので、これを今度、私たちが運協で検討するかどうかというのは、もう一度、事前に整理をした上で、この項目を立てていく必要があるだろうと思います。ということですので、これはちょっと、この会議だけで、そういう議題の整理みたいなものをしていくのは難しいと思うので、検討部会を立ち上げようということですね。

これについて、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

先ほどご指摘いただきましたとおり、ちょっとこの資料No.29は若干誤植もございましたので、このままお持ち帰りいただいたときに、後々この中身についていろいろな方から疑問が出てしまうかと思うので、本日のところは一旦こちらの資料は会議が終わりましたら回収させていただいて、先ほどの保健福祉計画の項目について等の注釈を

入れた形で再度送らせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

また、こちらの審議事項の整理につきましても、検討部会を立ち上げるという形で、集中的に事務的などところを詰めさせていただきたいと思っておりますので、後ほど事務局のほうから検討部会の件につきまして、参加いただきたい方にちょっと声かけをさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【林会長】

ありがとうございます。

それと右半分を7月までに終わらせるのかということについては、これは説明があったように、左半分の介護保険事業計画は国からのいろいろな数字というか、決め事みたいなのが出てこないとなかなか作業が進められないということで、後ろのほうでやらざるを得ないと。

【事務局】

さようでございます。

【林会長】

ですから、その分、前半では高齢者保健福祉計画のほうの検討に時間を割こうということでよろしいんですかね。

【事務局】

はい、そのとおりです。

【林会長】

ですから、7月に締め切られるというわけではなく、右半分がもっと後ろのほうにずれ込むことも当然あるということでよろしいですね。

【事務局】

そのとおりでございます。

【林会長】

ありがとうございます。

ほかに何か質問等ございましたらお願いします。

それから、ちょっとこれは一旦回収されるということですが、ここに今、上がっているような議題だけで、この運協が今年度これから1年で扱う議題がこれに限られるということではなく、ほかにもあるんですよね、公募のプロポーザルとか。

【事務局】

はい。

【林会長】

幾つか、ここに挙げてある以外にも、この運協でやっていかなければいけない議題があるということで、それについてもちょっと事務局のほうから。

【事務局】

こちらの今回お示しさせていただいたスケジュールなんですけれども、計画策定に当たってのスケジュールということでございまして、諮問事項でございます事業計画、そして保健福祉計画の策定に当たって審議いただく部分でのスケジュールでございます。このほかに介護保険運営協議会では、地域密着型サービスの中でも、グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所と言われるような建物建設を伴うような事業所の整備につきまして、プロポーザルの審議、選定を行っていただくといったようなこともやってございまして、実は29年度以降に小規模多機能型の居宅介護事業所のプロポーザルによる選定、そして富士見台二丁目に土地・建物を遺言によって遺贈していただいたという物件もございまして、こちらの事業運営に当たっての事業主体の選定も介護保険運協



でお願いしたいと考えております。

そこら辺につきましては、実は12月の運協のときにA4横長の資料No.22と23で一度配らせていただいておりますが、皆さんも1カ月以上もたつと、なかなか覚えているのも大変かと思ひまして、もう一度配らせていただきました。こちらの土地とか建物の活用につきまして、運営主体や、あるいは事業所の公募に対する応募者の選定というところもお願いしたいと考えておりますので、今回のこのスケジュール案で示させていただいたもののほかに、ちょっと何月かというところを細かく今、申し上げられないんですが、詳細を今、事務局で詰めているところですので、プロポーザルのための介護保険運営協議会の開催も、1回、2回、考えておりますので、その節はぜひ、万障お繰り合わせの上、ご出席いただければと考えております。

【林会長】

ありがとうございます。

【新田委員】

いいですか。

おそらく、これ見えづらいのは、従来型の介護保険運協でやってきたものに対して、平成27年ですね、地域支援事業という概念が入って、その中に、運協でも議論されたと思うんですが、新しい介護保険、日常生活支援総合事業とか、在宅医療介護連携とか、認知症施策等々が全部この中に入り込んだんです。だから、新しいものが入り込んできたため、今のご説明の中で、従来型を含め、先生が言われた、それ以外という、その中というのがまとまりづらくなっている、わかりづらくなっていると思って、事務局が非常に苦しい回答をせざるを得ないというのはそういうことだろうと思うんです。新しい地域支援事業をやるときに、ここにおける保健福祉計画の中のいろんなことがここに書いてあるわけですが、そういったようなものも網羅しながら一緒に考えていかないと、おそらく国立市のこういった事業計画ができていかないということで、この1枚の紙に書くと、どうもまだまだ書きづらいなというところだろうと思います。それはおいおいやる中で、きちっとそこは提示して、このことについてはきちっと議論することがあっていく話かなと思って聞いていました。

【林会長】

ありがとうございます。ほかに何かご質問、あるいはコメントはございませんでしょうか。

田村委員。

【田村委員】

今までの説明の部分とはちょっと違うんですけれども、今、市民の中で、東二丁目の寄贈された土地の活用について、これは一体いつごろその時期が、公募の時期とか、それから施設がどの程度、どういう形ででき上がっていくんだろうかという、なかなかつかみにくいということで、実際に今後、市民に対しての説明会みたいなものとか、どういう形でなされるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

【林会長】

それは4番目の議題のその他の中でご説明されますよね、事務局。

【事務局】

そうですね。

【林会長】

ですから、まず先に3の今後のスケジュールのほうを終わらせようかと思うんですが、後ほど今のご質問に関してはお答えいただきますので、3の今後のスケジュールでほか

にございませんか。

ないようでしたらば、4、その他ということで、資料No.30というのがありまして、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案についてという資料が出されております。これについて事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

では、私のほうから説明をさせていただきます。まず、お手元の資料、資料No.30をごらんいただきたいと思っております。こちらは既に報道のほうでもされているところではございますが、今、開かれている国会において提出された法律案としまして、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案というものが2月7日に閣議決定がされてございます。具体的な内容につきましては、全体のこの法律のポイントといたしましては、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目標としてございます。そして、大きく分かれて、1番目が地域包括ケアシステムの**深化**と推進、もう一つが、介護保険制度の持続可能性の確保となっております。

詳細につきましては、この、まず地域包括ケアシステムの**深化**、推進の1番のところ、2ページをごらんいただきたいと思っております。こちらは自立支援、重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進ということでございまして、具体的には介護保険法の改正によりまして、市町村が国から提供されたデータを分析した上で、介護保険事業計画を策定するものとし、そしてその計画の中には介護予防、重度化防止等の取り組みの内容と目標を記載することというのが定められる予定という内容の法律案となっております。さらにこの市町村が行った実績について、国が評価を行い、財政的インセンティブを付与する規定を整備する予定となっております。

続きまして、次の3ページをごらんいただきたいと思っておりますが、2つ目の項目としまして、医療、介護の連携の推進等ということでございまして。この中で、新しい介護保険施設の創設ということでございまして、介護医療院というものが案として出てございます。こちらは長期療養のための医療に加えて、日常生活の世話を行っていく新たな介護保険施設としまして、日常的な医療管理、そして看取りターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えたものとして、新たなサービス、これまで介護老人福祉施設で特養、介護老人保健施設、老健、そして療養病床等の介護療養型医療施設の3種類でございましたが、新しく介護医療院という類型を加えるという内容でございます。

次に、4ページをごらんください。こちらは3つ目となりまして、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等ということでございまして、関連する法律を幾つか改正するという内容となっております。市町村による地域住民と行政等との共同による包括的な支援体制づくりというのが目的となっております。現在、福祉の各分野で事業計画がございまして、その各分野の上位計画として、地域福祉計画を作成することを努力義務として課すものというのが、まず1つ目でございます。

さらにもう一つが、共生社会の実現として、現在ですと高齢者のサービス、介護保険サービスと、障害者のお子さん、障害児者のサービス、障害福祉制度によるサービス、これはそれぞれ、事業所の指定を受けるのが別の制度となっておりますが、これを新たに共生型サービス、共に生きる形の共生型のサービスというものを位置づけて、このサービスの指定をとることで、介護保険の給付、そして障害福祉のサービス、いずれもできるものという類型をつくるという案でございます。

以上がまず1つ目の地域包括ケアシステムの進化、推進に関するところでございました

が、続きまして、5ページをごらんいただきたいと思います。

ここからは介護保険制度の持続可能性の確保という点でございます、まず5ページで示されているのが保険の負担割合でございます。現在、1割負担に加えて、一定所得、合計所得で言えば160万円以上の方については、2割負担をお願いしているところでございますが、さらに特に所得の高い層の負担割合を3割に変えるという内容でございます。具体的な基準につきましては、法律ができましたら、その後、政令が定められることとなっておりますが、現在の案ですと、合計所得220万円以上、年金収入でいきますと340万円以上の方についてを3割負担とするという案となっております。

最後に6ページをごらんください。6ページは2号被保険者、40歳から64歳の方の保険料について、総報酬割を導入する。現在、この2号被保険者の方につきましては、ご加入されている国民健康保険や、健康保険組合、共済組合など、各組合を通して保険料をお支払いいただいておりますが、こちらは現在は各組合の加入者数に応じた負担となっておりますが、これを加入者の報酬額の合計に比例した負担とする内容に改めるというものとなっております。

以上、雑駁ではございますが、法律案のポイントとしてご説明させていただきました。

#### 【林会長】

ありがとうございます。今の報告について何か質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、その他でもう一つ、東二丁目寄贈土地における小規模多機能型居宅介護事業所の公募についてと、それから富士見台二丁目遺贈土地及び建物活用の運営主体の公募について、事務局から説明をお願いします。

事務局、お願いします。

#### 【事務局】

では、お手元に先日の12月のときに配らせていただいた資料No.22と23、もう一度配らせていただいたものをちょっとごらんいただきながらということで、お話を聞いていただければと思います。

東二丁目の土地の寄贈です。こちらを受けたところの活用につきましては、従来より、小規模多機能型の居宅介護事業所を整備したいというところで、こちらも動いていたところですが、土地についての権利の確認というところがございまして、つい先日までそれが行われておりました。その確認が終わりましたので、これから公募に当たっていききたいというところで、事務局で動いているところでございます。実際にいつ動いていくかなんですが、通常地域密着型サービスの公募であれば、比較的、毎回事務局でもやっておりますので、すぐできる場所なんですけれども、今回、土地が市の土地でございまして、実際にこちらに事業所を建てていただく際には、市が建設資金を出すのではなくて、応募いただいた事業所さんに建設費を負担していただくこととなります。

ですので、考え方としては、借地権を設定する、借地権を設定して、10年なり、20年なり、30年なりの借地の契約を結んだ上で、その土地の上に建物を建てていただいて、事業に当たっていただくこととなりますので、その今、借地権の設定期間であるとか、借地料等についてというところで細部を詰めている段階でございます。そちらの庁内の意識統一ができた段階で公募に踏み切りたいというところなのでございますが、できるだけ早くというところで今、事務局としても取り組んでいるところでございます。ただし、こちらの小規模多機能型の事業所につきましては、介護保険の事業所でございますが、非常に採算性がとりづらいという事業でございまして、市としてはそこを整備していきたいというところですので、土地の地代について、なるべく安価な形で、

できれば無償でということも視野に入れながら取り組んでいきたいんですが、土地の地代をいただくずに借地契約を結ぶということにつきましては、地方自治法上、議会の議決を必要とするところがございます。ですので、その議会での手続を踏まない限り、安価な、もしくは無償の土地のレンタルができないというところであれば、公募の際にも、それを含めた上での公募をしていくということになりますので、そのあたりは細部の詰めを今、行っているところでございます。

以上が東二丁目の土地の寄付を受けた寄贈土地の活用についてというところでございます。

続きまして、資料№.23の富士見台二丁目につきましては、土地だけではなくて、上ももの建物も一緒に旧所有者の方の遺言に従って国立市に寄付、遺贈されたというところでございます。こちらにつきましては、既に建物が建っている状態で遺贈を受けておりますので、枠組みとしての活用としては、市民の方の居場所としての、通える場所としての運用というのを考えております。制度的には介護保険特別会計に含まれております、地域支援事業、いわゆる新総合事業と言われている介護予防・日常生活支援総合事業という枠組みがございます。この枠組みの中に、高齢の方が通って利用できるような、そういった住民主体での取り組みに対して間接補助を払うという、新総合事業の通所型サービスB型と言われる枠がございます。こちらに準拠した形で運用をしていただける主体を探していきたいというふうに事務局では考えておまして、こちら、新総合事業、介護保険特別会計ということですので、介護保険運営協議会でのプロポーザルによる選定をお願いしたいと考えており、その募集の具体的な内容、評価方法等、今、事務局で最後の詰めというところでございます。こちらにつきましては、建物も国立市が既に所有しているということですので、先ほど言ったような、事業主体さんに建物を建ててもらおうと、かなり長期間で土地を貸し付けないといけない、採算がとれないということになるんですが、こちらは建物もございますので、その運用については、比較的短期間の期間を、今現在考えているのは、事業計画等とあわせて3年間で、事業計画とあわせた形の運用でどうだろうと考えているんですが、そういった形でできればと考えております。

そこにつきまして、どういった運営主体にお願いしていくかということにつきましても、実際に新総合事業の見方というのは、間接経費を補助するだけのものがございますし、住民主体の、ある意味、一定程度、ボランティア的な活動を想定した枠組みで臨みたいということがございますので、こちらの土地建物とか、レンタル料につきましても、でき得る限り安価な、もしくは無償まで含めた形で取り組めたらと考えておりますので、こちら、地方自治法上の議会の議決事項というふうになってきますので、議会に諮っていくに際しての議決がとれなければ無償のレンタル等ができなくなりますよといったことも含めての変則的な広募を考えているというところがございますが、こちら、細部につきまして今、事務局として詰めているところでございます。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございました。田村委員、いかがでしょうか。この2つで、要件は。

【田村委員】

具体的には、市民の方たちにこういうことで公募しますよという内容で、こんなふうになりますというところの説明会というのは市民向けにはなさるんですか。

【林会長】

事務局。

**【事務局】**

公募に当たって、公募の内容を説明していくかどうかというのはまだ今考えていなかったところではあるんですが、どういう事業をやりたいかは説明していきなきゃいけないんだろうなというところは考えておりました。

**【田村委員】**

今までもかなりその地域の住民の方たちからこんなものをつくってほしいと。それが市民交流の場という形で実現はしていますよね。これを実際に市民の方たちがやるのか、運営を任された団体がつくって、それを市民に貸し出すような形になるのかという、そういう具体的などころまではまだ詰めはできていないということですよ。

**【林会長】**

事務局、お願いします。

**【事務局】**

実際の運用の方法については、介護保険事業所としての小規模多機能というのはかなり厳然としてありますので、小規模多機能の場合は法人が運営しなきゃいけないという法律上のルールがありますので、そういう法人があったときに、そこを全く無関係に運用できるかどうかという、建物管理とかの面で多少関係性がなければおそらく成り立たないと思うんですが、細かい内容について運営法人側がイニシアチブをとるのか、それとも、介護保険事業所の運営についての解釈通知の中には、新しい総合事業による市民交流の場というのを同じ建物の中で行っていいという解釈もありますので、実際にそこを利用していく方もある程度、市民交流の場ということですから、運営について関与できるのではないかと考えておりますので、そのところは実際に手挙げいただく法人さんとまた詰めていきたいと考えております。

**【田村委員】**

できれば市民が参加できるような形で、ぜひ行政のほうも進めていただきたいなと思います。

**【林会長】**

ほかに何かございませんでしょうか。林委員。

**【林（瑞）委員】**

東の土地の活用の件ですけれども、これが実際に方針決定が25年2月で、これからというところと大体5年ぐらいたってしまう。その間に大分施設とか在宅の状況が変わったというところがあって、果たして地域密着型の必要性が今この先あるのかというのが私も少し疑問に思ってきているというところだったんですね、小規模多機能型。施設も大分東京都内でかなり増えているという状況もあったりする中で、このまま小規模多機能型ということで継続して公募していくのか、その辺のところ少し気になるところです。

**【林会長】**

ありがとうございます。事務局、今の林委員の、お願いします。

**【事務局】**

小規模多機能型の今現在での必要性というところでございますけれども、国立市が目指す地域包括ケアシステムは、亡くなられた佐藤市長の時代から24時間365日の地域で支援を必要とする高齢者の方をいかに支えていくかというところが至上命題となってきたと私のほうでは認識しております、その中でも小規模多機能型の一番の特徴としましては、宿直や夜勤を含めた24時間での稼働というところがございますので、そういった意味では定期巡回型の訪問型サービス、そのほかに小規模多機能型の24時間稼働の、場合によっては宿泊もできるというサービス、これらは今後も、今現在の状況



でも必要性というのはあるのではないかと考えております。

【林会長】

よろしいでしょうか。田村委員。

【田村委員】

小規模多機能の施設についてなんですけれども、議会のほうでは1回、たしか小規模多機能ですよ。申請というか、要望があって、それが議会で通らなかったという、私の記憶が間違っていたら申しわけないんですけれども、今、国立には小規模多機能施設は1カ所しかないですよ。私はある程度小規模多機能施設は使いづらい部分も確かにあると思うんですけれども、利用する側にとってとてもいいという方と、それから、やっぱり自分はサービスを選びたいからという2つに分かれる部分があるんですけれども、でも、1つの施設の中で同じスタッフの方が全体の生活部分を全部見てもらえる安心感というのはかなり利用する側にとってはあるという話も、この間私たち映画会をやったんですけれども、映画会の後に、現在小規模多機能にお母さんを預けて介護している方々の体験談もお聞きしたときに、やはり小規模多機能の使いやすさというか、安心感というものをとてもおっしゃっていたんですね。

だから、そういった意味では、私は逆に小規模多機能というのをほんとうに小さな規模でやれるものですから、これがあつたほうが、大きなものをつくるよりかは、逆に地域密着型の施設づくりのほうがいいのかなとちょっと思ったりもしているんですけども、だから、もうちょっとその中身、今みたいに全てそこに入らなきゃいけないと、月単位で月額幾らという形で、ケアマネジャーさんが全体を見てくれるという利点もあるんですけれども、もうちょっと使い勝手のいいような、例えばデイサービスだけ使いたいという方とか、ショートステイだけにしたいということも受け入れられるようなシステムに国立市の中でアレンジしていくというのも一つの方法なのかなと考えていたんですけれども。

【林会長】

どうですか。新田委員。

【新田委員】

とてもいい議論だなと思って聞いておりましたが、私、厚労省の看護小規模多機能の委員で全国の状況をよく知っているんですが、小規模多機能だけでやると赤のところ結構多いですね。看護が入ると、きちっとそこで看取りまで含めて行って、黒字化するというのが現在あります。例えば奈良県等はほとんど小規模多機能ですつとつられていって、ある町は小規模多機能でほとんど完結しちゃうということもでき上がってきて、そこは特養も変な話要らなくなっているというところもあります。だから、これはどういう形が市民が望むのかということで、今の話で私はやっぱりほんとに市民の人が、市民が利用する場所という意味合いで、せっかく国立市の財産ですから、そのような方向性で決めるべきだろうなと思っています。

もう一つは、そのときに建物をつくって云々となると、やっぱり大変なお金がかかりますよね。だからその、もう一つの場所の使い方と全くそこが違って、小規模多機能のところにつくる場合にはやっぱりお金がかかるので、業者が何かやっただとしても、それは市が市民の意見をもって規制すべきだと思っているんですね。一つの何らかの発展形で、そこを勝手にやっただころでほとんど意味がない話で、新しい場所で国立市が地域づくりのために拠点をつくるんだと。その中の一つという意味合いできちっと位置づけてという方向性を持つべきだろうなと。これは和光方式ですよ。和光市がどこかの株式会社とどこにつくるときもちゃんと義務づけると。勝手にやるんじゃないよという、

そのぐらいのことをやらないと、せっかく市の財産ですから、意味がないんだろうなど。その規制をどうつくるかというものが1つと、それは東町の例で、それは小規模多機能の例で、もう一つのところは完全に市民が運営できる体制が私は可能だろうなど思っているんですけども、同じように出すんですけど、ちょっと議論は分ける。

ただし、国立におけるいろんな議論をしていると、どこの市民も含めて拠点が良いよねと言っていますよね、町内。その意味づけをきちっとすべきだなと。これからもそういう空き地が出た場合はその拠点づけにして、たまたま2つなんだけど、これから3つになったり4つになったりと、適切な場所に適切な配置というまちづくりが全体で必要かなと思います。

【林会長】

ありがとうございます。事務局、お願いします。

【事務局】

すいません。あと1点だけ、議会で小規模多機能への要望が断われたということは私の記憶にはなくて、直近では特別養護老人ホームの増設についての陳情はあったんですけども、またそれとは小規模多機能はちょっと違ってくるところでございます。

【田村委員】

私の思い違いでした。失礼しました。

【林会長】

ほかに何かございませんでしょうか。

それでは、これについてはこのぐらいにしまして、その他で何かございますか。事務局からはありますか。

【事務局】

次回の運営協議会の……。

【林会長】

じゃ、ちょっと。

【新田委員】

ついでに1つだけ忘れましたが、東京都が暮らしの場における看取り支援事業を今年からモデルで始めたんです。それはどういうことかという、そこも私、たまたま委員長をやりましたので、東京で今までこれから大きな施設をつくっていくわけにはいかないだろうということで、できれば5人以下の暮らしの場で生活ができて、最後までできる場所をつくり上げるという。そこにまだお金はあまりついていなくて、今東京で3カ所か4カ所でモデル事業をやって、全体としては1人2万4,000円の補助と、建物に対して二百何万がつくと。改造費も含めてということも、モデルをやって来年からどうなるかよくわからないんですが、発想としてはさっきの厚労省の話がありましたよね。あれは従来の療養型病床群の転化方式ですよ。格好でいうとああいう格好になっていて、何となくすごくかっこいいなと思うんだけど、療養型病床群をどうするかという話では先ほどの議論になっていたんですけども、実はそういったことも東京都も含めて議論しているということをその他ということでも言わせてください。よろしくお願いします。

【田村委員】

すいません。それはあれですかね、宮崎県のほうでやっていたかあさんの家とか、あれがモデルになるということですね。

【新田委員】

そのとおりでございます。かあさんの家をモデルにして、そのまま東京都へつくろう

と思ったんですが、東京都にそのまま持ってくるわけにはいかないもので、東京なりのルールをつくって、今、結構ルールをつくって行っているということでございます。

【田村委員】

やっぱりみんなの関心事は、施設とか病院で看取られるんじゃないなくて、在宅なんだけれども、在宅が無理な人の場合には、やっぱりどこかで何らかの形できちんとした看取りができるかというのは、私もあと数年たったらそういう状態になるので、すごく関心は持っています。

【新田委員】

そのとおりでございます。そのような方向も私も必要だなと思ってそこを東京都ではやって……。東京都も、もう一つぶっちゃけた話をする、毎年東京都が国立市に企画部か知事室から研修に来ていまして、それで、1人の若い企画員が提案したのが通ったというような案でございます。

【林会長】

ほかに、石田委員。

【石田（啓）委員】

私、市の方にお願ひがあるのですけれども、例えばスケジュールの中で市民の意見を聞く会とか、そういうことがあるのですけれども、私たち市民が今、この運営協議会に関しては逐語方式でしっかりホームページで議事のことが載っているのですけれども、ほかに検討部会とか地域ケア会議とかいろいろある中で、会議の中でどんなことが話されているのかとか、どんな方が出ていらっしゃるのかとか、そういうことが全くわからない。それで、そのような状態で、じゃ、市民の意見を聞くとと言われても、ほんとうにどうしたらいいんだろうという気持ちがあるんです。ですから、簡単なレジメでも何でもいいですから、こういう会議があつて、こういう意見が出ていますみたいなことをホームページでも何でもいいですから、公開していただけたらありがたいというのが1つ。

それからもう一つは、シニアカレッジのことなんですけれども、シニアカレッジは2月で終わったという話は伺っています。シニアカレッジで勉強なさったようなことを市民のボランティアの中でももっと学びたいという人もいると思って、私も実際に学びたいと思っています。ですから、例えばそこで使ったテキストみたいなもの、そういうものを何かの形で公開していただくとか、見せていただくとか、そういうことができたらすごくありがたいなと思っております。

【新田委員】

ちょっと感想を言いませんか。

【林会長】

ありがとうございます。

【新田委員】

シニアカレッジはおそらく継続してやっていく話ですよ。今、第1期生が終わったわけで、それで最初の話とおそらく一致するんですが、その中で全員70代に近い市民、それも男性が多い珍しいカレッジでございました。そこで真剣に議論して、単に一方通行の講義ではなくて、皆さんの意見を出して行って、私はすばらしい、市民がほんとうに参加するというものだったと思います。今回は13名ですか、その卒業の人たちがさらにその人たちがおそらく新しいものをつくり上げていくという、そんなような感じで、やっぱり市民による市民のためのということにおそらくなるんだろうなと思ひまして、そういうことを、次の話ですが、広報でやるとなかなか難しい話と、こんな資料で



すから、ものすごい資料です。50時間授業ですから、それをどうつくるかというのは、これはまた別の話になりますので、今度林先生からそれも含めてやらなきゃいけないんですけど、次の話だろうなと思っています。

【石田（啓）委員】

もちろん次でも、そういうことをお願いしたいなと思っています。

【林会長】

第1期というのが終わって、第1期の校長というのを私、務めていたものですから、終わったと今申し上げましたが、事業としては終わったんですが、第1期の修了生は今後も活動するというのを皆さんおっしゃってしまして、ですから、まだ動いているんですね。動いていて、次、第2期というのが行われると思うんですが、それに第1期の人もかかわるような、何かそういう仕組みができたらいいなと思っています。ただ、それ以外に、やはりどういうテキストだったんだろうとか、どういう講義内容だったんだろうかということに、参加できなかった市民の皆さんが関心を持たれるということはすごくよくわかるし、ありがたいことだと思っています。ただ、それをそのままコピーして配るというわけにもいかないの、ですから、ちょっとそのあたりは検討したいと思います。事務局……。

【石田（啓）委員】

何かお考えいただけたらと思います。

【林会長】

はい、わかりました。じゃ、石田さんの件はよろしいですか。

【石田（啓）委員】

あとは市の方をお願いしたい。

【林会長】

市のほうからも石田さんの。事務局、お願いします。

【事務局】

ほかの会議体の内容の公開というところでございますけれども、一応介護保険運営協議会の検討部会については、毎回検討部会開催後に出された結論なり議論なりについて、次の介護保険運協の全体会の中でご報告をいただいているところで、介護保険運営協議会の検討部会についての検討された内容というのは、実はその次の回の運協の全体会の会議録の中におさまっているというところでございます。地域ケア会議につきましては、個人の方の個別の支援内容が入ってくるので、公開するのに適しているかどうかというところは若干あるかと思うんですが。

【事務局】

すいません。ちょっと補足なんですけど、地域ケア会議自体は個々の方へのきちんとした支援を他職種でどのようにやっていくのか、何が課題で、それをどうしたら解決できるのかということ、まさに20名から30名ぐらいの方々が毎回もんでいるのがあります。その後、解決できることはいいんですけれども、どうしても解決できないことが残りますので、そこを積み上げていって、きちんとこれが地域の課題なんだということを明確にして、それを政策にもつなげていくという狙いがあります。そういった意味では、どのような形でその会議で扱われているのか、何が検討されているのかということは当然皆様にもお知らせしたいというか、できる内容ですし、政策につながるということで考えれば、当然介護保険運営協議会の皆様にもご審議いただくことが入ってくると考えておりますので、出し方を検討させていただいて、皆様にお伝えできる内容をきちんと絞ってやっていければいいかなというふうに考える次第です。

【石田（啓）委員】

よろしく申し上げます。

【田村委員】

すいません。

【林会長】

田村委員。

【田村委員】

情報の提供というか、今こんなことをやっていますよというところを、非常に今日もつたないなと思って私は帰ってきたんですけども、実は今日、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターで、認知症の人の視点を重視した生活実態調査及び認知症施策の企画・立案や評価に反映させるための方法論等に関する調査研究事業の報告会があったんですね。今日それに行ってきたんですけども、27年度の報告書を見る限り、今年度も今やっていますけれども、それも多分おそらく国立も入っていると思うんですけども、この団体の中に国立地域という形で、立川共済病院ですか、地域連携室、それから、国立市の場合の相談事業のところ、間瀬さんがやっていたら、あそこがこの調査をずっとやっているんですね。私、国立はこんなすごいことをやっていたんだと今日初めて知ったわけです。

これはなぜ私、とても重要かというのは、本人ミーティングという、これがとても大事ですよ。私、これを見ながら、最近すごくよく感じるのは、精神障害者の方たちが自分たちの権利を獲得していく際の足跡というか、それにとっても今認知症の方たちは似かよっているというか、全く同じ道をたどっているんですね。だから、そういった意味では、この本人ミーティングというのをもっと市民も知って、それで市民も自分の将来のためにも、認知症というのは私も病気ではないと結構考えたりもするときがあるんですけども、そういった意味で、こういうことを国立が今やっているんですよということを、広報でも何でもいいですから、何らかの形で情報提供してもらおう。それから、介護保険制度もこの運協の中でも、これも広報をぜひしていただきたいなと思いました。今日の報告は中間報告なんですけれども、また3月以降、新しい報告書が出てくると思うんですね。これはぜひ運協の委員にも絶対私は知っていつてもらいたいなと思いました。

【林会長】

ありがとうございます。これは回覧している？

事務局、お願いします。

【事務局】

すいません。介護保険運協以外での会議体についてということで、先ほど情報公開の観点からご質問をいただいたところではあったんですが、以前にこちらで資料提供をさせていただいたことがあるんですけども、介護保険運営協議会を取り囲むその他の会議体についてということで、一度資料提供をさせていただいておまして、生活支援体制整備研究会、来年度以降、研究会という形からまた発展させようという話も出ている、そういった家事についての支援をどうしていくかといったことを主眼に置いた会議体、それから、先ほどありました地域ケア会議、それからもう一つ、医療にかなり重点を置いた在宅療養推進連絡協議会といったその他の高齢者支援のための施策を議論する会議体がございます、それらの会議体について、以前一度介護保険運営協議会との間で情報のやりとりであるとか、あるいは計画策定上の課題をどういった形でお願いすることができないかといったような課題の問いかけと、それに対する報告といったような関係

性をつくっていきたいというところで提案させていただいたことがございまして、それに付随して、福祉計画のほうの条例上の位置づけも介護保険運営協議会に移ってきたというところもございまして、その際に事務局としましては、介護保険運協とそれ以外の会議体の関係性をきちんとルール上の整備をとっていきたいということを以前ご報告差し上げていて、それも今取り組んでいる最中ではございますけれども、具体的にはルールブック、要綱というところになるんですが、そちらの整備も含めて対応していきたいということでやっておりますので、またそこのところもご期待に応えられるようになるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【林会長】

ほかに何かございませんでしょうか。それでは、事務局、その他でさっき言いかけたのをお願いします。

【事務局】

では、次回の運営協議会の予定なんですけれども、3月17日金曜日、会場はお隣の第1・第2会議室で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。また、開催通知は事前に委員の皆様にお送りいたしますので、ぜひご出席ください。

以上です。

【林会長】

ほかにございせんか。

【石田（啓）委員】

いいですか。

【林会長】

石田委員。

【石田（啓）委員】

お知らせいただくときに、できれば参考資料も一緒に送っていただけたらば、前もって読むことができるので、お願いいたします。

【林会長】

事務局。

【事務局】

まことに毎度毎度当日配付で申しわけございせん。事前に配付できるように頑張っ  
てまいりますので、よろしく願いいたします。

すいません、あと最後に、資料No.29のほうは申しわけございせん。後ほど差しか  
えを郵送させていただきますので、今日配付のほうは一旦机上に置いていっていただ  
ければと思います。

【林会長】

それでは、もうないようでしたらば、今日はこれで終わりたいと思います。どうもお  
疲れさまでした。

—終了—（20：45）